

# 児童扶養手当受給者の みなさまへ

## ～児童扶養手当一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外について～

児童扶養手当は、原則、支給開始月の初日から起算して5年等を経過すると、手当の2分の1を支給停止することとされています。しかし下記の事由に該当し、必要書類を届出すれば、支給停止の適用を受けず、満額支給（所得や家族の状況等により、手当が全部支給停止または一部支給停止となる額については従来どおり減額）となります。

### 適用除外該当事由

- ① 就業している。
- ② 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上または精神上的の障害がある。
- ④ 負傷または疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ 受給資格者が監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。

### 手続きについて

翌年6月までに5年等満了月を迎える受給者（全部支給停止者を除く。「初回提出者」という。）に、8月の現況届に併せて一部支給停止関係書類として以下の書類を送付します。（例：本年7月～翌年6月に5年等満了月を迎える者に、本年8月の現況届に併せて書類を送付）

また、すでに5年等経過している受給者（「2回目以降提出者」）も、前述の受給者と同様に一部支給停止関係書類を送付しますので、現況届と併せて提出してください。

《一部支給停止関係書類》

- (1) 「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」
- (2) 「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」
- (3) 各種証明書類等の様式（雇用証明書、診断書など）

《最終提出期限》

- (1) 初回提出者 5年満了を迎える月の翌月中
- (2) 2回目以降提出者 9月30日（土日祝の場合、直前の開庁日）

※最終提出期限以降の提出者については、提出があった月から適用除外となります。

※提出以前の月については、一部支給停止が適用されます。

お問い合わせ 東郷町役場 子育て応援課・係  
電話 0561-56-0736（直通）